

5/20 高裁包囲デモ

5月20日(金) 11時30分
日比谷公園霞門集合

現闘本部控訴審判決闘争

東京高裁・井上裁判長は
口頭弁論を再開せよ!

第15民事部

最重要証人に対する反対尋問を認めず、立証に欠かせない実地検証を却下。あげくに、書記官を含めて法廷では誰も聞かなかった「結審」や「判決期日」がこっそり調書に書き込まれ、後日、代理人に通告される!

——こんなデタラメが東京高裁で行われています。

この裁判は、三里塚(成田空港反対闘争)の闘争拠点をめぐる裁判です。私たち農民は、井上繁規裁判長(第15民事部)の訴訟指揮を許しません。裁判長は、口頭弁論を再開せよ!

三里塚の農民闘争は、不当な農地収用と45年間闘い、今も空港の完成を阻止しています。おいつめられた空港会社は、ふたたび闘争拠点を暴力的に破壊し、農地をとりあげようと動き出しています。それがこの現闘本部建物の撤去を求める裁判です。(裏面に解説)

原発建設とまったく同じ!
政官財と司法の癒着

これはまぎれもない人災です。政官財と御用学者の癒着による開発行政の結果です。裁判所はそれらの意を受けて、原発建設にお墨付きをあたえてきました。

この利益優先の開発行政と癒着の構造は、成田においてもまったく同じです。反対尋問権を認めない法廷は、およそ裁判とは言えません。

私たちは、裁判員制度に反対し、行政と一体の司法の腐敗と闘っています。井上裁判長は、口頭弁論を再開せよ! 仮執行宣言による建物破壊は絶対に許さない!

(5月6日)

反対尋問を認めない法廷は 裁判とはいえません!

成田空港会社が破壊しようとしている現闘本部建物。成田治安法で封鎖され、鉄板と有刺鉄線で覆われている



三里塚
45年不屈の農民闘争



現闘本部と「ハ」の字誘導路の位置関係。無理を重ねて造った暫定滑走路の誘導路は、現闘本部と市東孝雄さんの畑によって「ハ」の字に曲がっている。欠陥ナリタを象徴するこの問題を解消しようとして、空港会社はこの裁判を起こした

現闘本部に土地を提供した石橋政次氏は、後に条件交渉に転じ所有地を売り渡したが、現闘本部の底地は分筆して反対同盟に残した。

1番・仲戸川判決は、何の根拠もなく地上権を否定し、分筆や念書、領収証など、地上権を証明する証拠を「奪われてしまった」と決めつけた。その根拠としたのが、底地を空港会社に売った長男の妻の陳述書。

しかし、長男の妻は、石橋氏が変節する直前に結婚したのだから、契約当時の石橋氏の意識や地上権契約、建設経過等についてはまったく知らない。この重要証人の調べでは、異なるビデオ・リンクを採用し、直接対面による証人調べを求めた。私のビデオ・リンクを封殺して結審した。

虚偽の陳述書と証人隠しのビデオ・リンク

現闘本部裁判とは

この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「ハ」の字に曲がった誘導路をめぐる裁判です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に成田空港会社が建物所有者の反対同盟を相手に起こしました。

最大争点—— 反対同盟の地上権

最大の争点は地上権（反対同盟が土地を正当に使用することのできる権利）です。

これを立証するために、反対同盟は、①登記された木造建物の存在を確認する現地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べを請求しました。

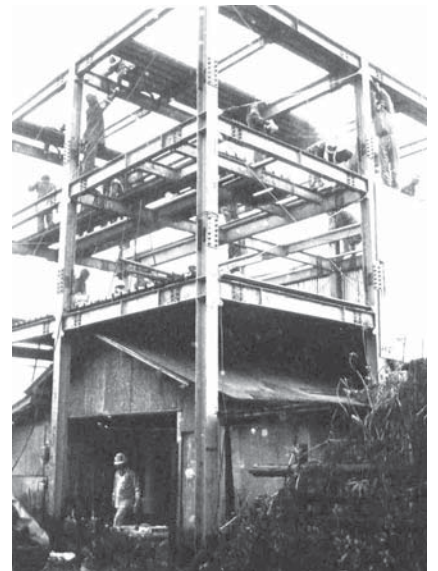
ところが仲戸川裁判長（千葉地裁民事第5部）は、現地検証をかたくなに拒否。最重要証人（旧地主の長男の妻）の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を乱発し、反対尋問を認めないまま結審しました。

そうして出された判決は、偽証と予断による地上権の全面否定！「この種の反対運動は使用貸借が通常」などと、根拠なく一方的に決めつけるズサンなものでした。

許すな！ 事実調べなきうち切り

この裁判は審理が尽くされていません！

高裁・井上裁判長は、その著書で「1審の審理や尋問が不十分な場合には、再度の取り調べが必要」と書いています。ところが、この裁判では事実調べをせず、わずか3回で結審・判決を強行しようとしているのです。こんなデタラメは認められません！

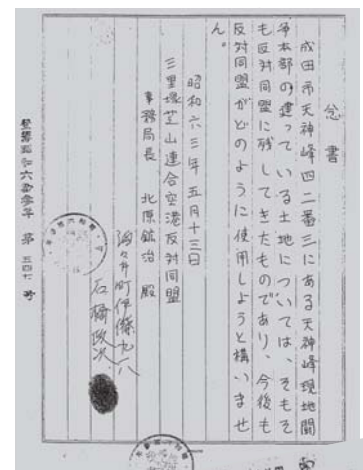


建物は二重構造、登記された木造建物は現存する

上の写真は鉄骨造り建物を建設中の様子（1998年撮影）。この建物の中には、1966年に建てられ、小川三男代議士（当時）名義で登記された木造建物がある。

旧地主の石橋政次氏（反対同盟副委員長）当時）は、反対同盟のために地上権を設定し、どのように使用してもよいという念書を書いた。年額5万円の地代が支払われたことを示す領収証もある（下写真）。

ほかに、石橋氏の陳述書、小川三男氏が名義人になったいきさつを述べた小川純子さん（三男氏の妻）の陳述書などが提出されている。



念書



地代の領収書一枚

5・20 判決強行を許さない！